

南房総市告示第10号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成19年1月31日から効力を生ずる。

平成19年1月30日

南房総市長 石井 裕

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
千倉町 平磯	鳥嶋	千倉町 平磯	蛸崎	1,791の内 1,792の1の内 2,005の2の内 2,006の内 2,007の内
	蛸崎		鳥嶋	2,136の1 2,136の5の内 2,137 2,138 2,139の内 2,140の内 2,147の内 2,148 2,149 2,150の内 2,151の内 2,154の内 2,155の内 2,156~2,169 2,170の内 2,171の内 2,183の内~2,185の内 2,186 2,187の内 2,190の内 2,191の内 2,198の内 2,199~2,201 2,202の内 2,203の内 2,210地先の道路である公有地の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路、堤である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成18年 4月28日現在の登記事項証明書によるものである。

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
千倉町 川口	竹ノ後	千倉町 川口	烏帽子	697の1の内 697の2の内 698の内 699の内 703の1の内 696地先の道路である公有地の一部
	下神余		上神余	534~536、537の1、537の2、538の2、541の5に隣接する道路である公有地の全部
	上神余		下神余	648の内 649の内 650~652 653の内 657の内 658~661 662の内 663の内 682の内 683の内 684~688 689の1 689の2 690 691 692の1の内 692の2の内 693の内 695の内
	烏帽子		烏帽子	696の内 749の内 751の内 752の内 753 754 755の内~757の内 759の内~761の内 762 763 764の内 765 766の内 784の内
	烏帽子		竹ノ後	420の2の内 422の内 423の内 437
			上神余	507の内 508の内 509 510の内 ~512の内

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成18年 4月28日現在の登記事項証明書によるものである。